

証券コード (2107)
令和4年6月23日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋小網町18番20号

東洋精糖株式会社

取締役社長 大 浦 理

第98回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
さて、本日開催の当社第98回定時株主総会において、
下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し
あげます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第98期(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。
 2. 第98期(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)計算書類報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

「会社法の一部を改正する法律」附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、所要の変更をいたしました。

当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合の措置を定めました。

株主名簿管理人を変更した場合については、これを公告する旨の規定を削除いたしました。

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>第4条 (公告の方法) 当社の公告は<u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>第5条～第9条 (条文省略)</p> <p>第10条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、<u>これを公告する。</u> 3. (条文省略)</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第11条～第13条 (条文省略)</p> <p>第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (公告の方法) 当社の公告は<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>第5条～第9条 (現行どおり)</p> <p>第10条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、<u>これを公告する。</u> 3. (現行どおり)</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第11条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(新 設)</p> <p>第15条～第50条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第14条 (電子提供措置等)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第15条～第50条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>1. <u>変更前定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後第14条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役5名選任の件

本件は、原案どおり大浦理氏、吉武孝夫氏、松沢隆氏、村野邦美氏、高祖敬典氏の5名が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、村野邦美氏及び高祖敬典氏は社外取締役であります。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり退任取締役遠藤和浩氏、芝尾晃氏、加藤弘人氏及び木村洋介氏に対し、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役会に一任することが承認可決されました。

以 上

なお、本定時株主総会終了後開催した取締役会において、次のとおり選定され就任いたしました。

代表取締役 大 浦 理
取締役社長

また、本定時株主総会終了後開催した監査役会において、次のとおり選定され就任いたしました。

常勤監査役 飯 田 純 久
常勤監査役 岡 崎 博 次

なお、岡崎博次氏は社外監査役であります。